

平成27年4月から「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

常時雇用している労働者数が**100人**を超える事業主が対象になります（現在は200人を超える事業主が対象）

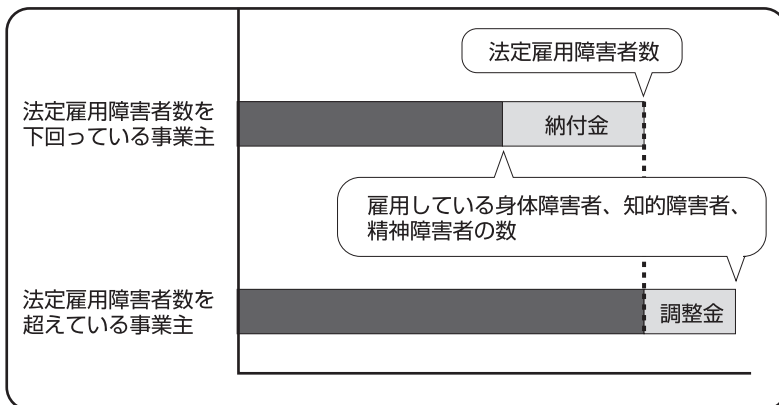
適用対象になると

平成28年4月から、前年度（平成28年度は、平成27年4月から平成28年3月まで）の雇用障害者数をもとに、

- 納付金の申告を行っていただきます。
- 障害者の法定雇用率（2%）を下回る場合は、納付金の納付が必要となります。
- 障害者の法定雇用率（2%）を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

障害者雇用納付金制度とは

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金（「納付金」）の徴収、障害者雇用調整金（「調整金」）、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。



常時雇用している障害者数が法定雇用障害者数を超過している事業主に対し、申請に基づき

調整金が支給されます

常時雇用する労働者数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、申請に基づき

報奨金が支給されます

常時雇用している障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は

申告とともに納付金の納付が必要です

障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金について知りたい

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ (<http://www.jeed.or.jp/>) をご覧いただくか、京都高齢・障害者雇用支援センターにお問合せください。

電話 **075 (254) 7166** FAX **075 (254) 7110**

2015年 舞鶴港のクルーズ客船寄港予定

※天候・運行スケジュールなどの事情により、変更になる場合があります。

寄港日	入港時間	出港時間	船名	係留岸壁
3/27(金)	08:00	17:00	飛鳥Ⅱ	西港第2ふ頭
4/14(火)	07:00	18:00	ロストラル	西港第2ふ頭
4/30(木)	07:00	17:00	ロストラル	西港第2ふ頭
5/13(水)	07:00	18:00	ロストラル	西港第2ふ頭

寄港日	入港時間	出港時間	船名	係留岸壁
7/30(木)	08:00	23:00	ダイヤモンド・プリンセス	西港第2ふ頭
7/30(木)	14:00	17:00	ぱしふいっくびいなす	東港前島ふ頭
9/2(水)	08:00	18:00	飛鳥Ⅱ	西港第2ふ頭
9/10(木)	10:00	22:00	マリナー・オブ・ザ・シーズ	舞鶴国際ふ頭